

# 社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 たすけあい資金運営委員会規程

## (総 則)

第1条 たすけあい資金貸付規程第9条に基づきたすけあい資金運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を審議し、社協会長に意見を具申するものとする。

- (1) 資金運営の大綱に関すること。
- (2) この資金の造成と増強に関すること。
- (3) その他社協会長が必要と認めたこと。

## (組 織)

第3条 委員会は、五城目町社会福祉協議会委員会規程（昭和63年6月1日施行）に基づくものとする。

## (庶 務)

第4条 運営委員会の庶務は、五城目町社会福祉協議会事務局において処理する。

## (委 任)

第5条 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。